

令和6年第9回 入間市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年9月26日(木) 開会 午前 9時11分

2. 開催場所 入間市庁舎 C棟 5階 501会議室

3. 出席委員(12人)

会長 12番 中島敦夫

会長代理 10番 久保田勝

委員 1番 小澤正幸 2番 宮岡幸江 3番 清水 昇

4番 中島伸吉 5番 清水裕司 6番 宮岡康光

7番 上原和子 8番 中村勝雄 9番 荻野 実

11番 野村雅紀

4. 欠席委員(0人)

5. 早退委員(0人)

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名 7番 上原和子 8番 中村勝雄

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の意見具申について

議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

7. 農地利用最適化推進委員

間野 哲 的場利夫 三木康行

豊泉 隆 岩田 浩 田中 勲

宇津木保男 齋藤 勲 大室芳子

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 晝間 拓哉

主 幹 河西 多郎

副主幹 栗原 庸之

9. その他の出席者

なし

10. 会議の概要

○議長

ただいまの出席は、農業委員12名、農地利用最適化推進委員9名であります。

農業委員の出席が定足数に達しておりますので、これより第9回入間市農業委員会を開会いたします。

会期について、お諮りいたします。

会期は本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

委員会会議規則第13条第2項の規定により、7番、上原和子委員、8番、中村勝雄委員、以上2名を指名いたします。

本日の付議議案は、お手元に配付してあるとおりです。

○議長

それでは、議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

はじめに、1番を議題といたします。

担当9番、荻野実委員、説明を願います。

○農業委員9番（荻野実君）

9番、荻野です。議案第1号1番について、ご説明申し上げます。

当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配布議案書のとおりです。

こちらにつきましては9月20日、岩田推進委員とは別々に申請地に出向き、状況の確認をしてまいりました。その際、譲受人ご本人とお会いできましたので、申請目的や取得後の利用計画などについて伺いをいたしました。

譲受人は、地区内を中心に施設栽培及び露地栽培をされている基幹農家です。ご家族で農作業に従事され、農作業経験も豊富なベテラン農家です。

申請地は、現在隣接する自作地とともに、里芋及びネギが整然と植え付けられ、適正に管理されておりました。

農機具もトラクター、軽トラックのほか、必要な管理機なども複数所有しており、今後の耕作につきましても支障はないと思われます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、岩田浩委員、宮寺・二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（岩田浩君）

宮寺地区推進委員の岩田です。

9月21日に、担当の荻野委員とは別々に、現地を確認しました。荻野委員の説明のとおり、申請に支障はないかと思われますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第1号の1番は、受人の経営規模拡大のための農地の取得でございます。

農地法第3条の許可検討事項について、ご説明いたします。

荻野委員よりご説明いただきましたとおり、申請地を耕作できる状況にあると判断されます。また、申請人の耕作従事日数は、150日以上であり、申請地を含めた耕作面積は、20,197.17平方メートルとなります。

申請地の耕作状況は、これまで普通畑として利用されており、取得後も普通畑として使う計画であり、周辺農地への影響もないと思われます。

このことから農地法第3条第2項に定める不許可事項には該当いたしません。

説明は以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

（ありません。の声）

○議長

なければ質疑を終わり採決いたします。許可することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございます。本件は許可申請であり、許可することに決定いたしました。

続いて、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の意見具申について、を議題といたします。

はじめに、1番を議題といたします。

担当9番、荻野実委員、説明を願います。

○農業委員9番（荻野実君）

9番、荻野です。議案第2号の1番についてご説明申し上げます。

当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配布議案書のとおりです。

こちらにつきましては9月20日に、岩田推進委員とは別々に申請地に出向き、状況の確認をしてまいりました。またその際に、隣接農地を耕作している方とお会いできましたので、隣接農地への影響などについてもお伺いしました。

申請地は案内図のとおり、道路を挟んで南側に茶園、北側に農地と住宅が混在する区域となっております。

転用後の土地利用計画については、本日お配りしてあります土地利用計画図のとおり、農業用倉庫とトラクター等の農機具の駐車場として利用する計画となっております。また、境界はコンクリートブロックを積んで、雨水の流出を防止することとしております。転用の規模も過大ではなく、周辺農地への影響も無い形での利用となっておりますことから、転用申請はやむを得ないと思われます。

以上、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、岩田浩委員、宮寺・二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（岩田浩君）

宮寺地区推進委員の岩田です。

9月21日に、担当の荻野委員とは別々に現地を確認しました。荻野委員の説明のとおり、特に申請について影響はないかと思われますので、ご審議をお願いします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

申請は、農業用倉庫及び駐車場を設置するための農地転用許可申請でございます。

申請地は、農用地区域内であったため、令和5年5月の農業委員会において、農業振興地域整備計画の変更の意見について審議し、「意見なし」と市へ回答いたしました。その後、令和5年12月14日付で、農用地区域から除外されております。

続きまして、農地法第4条許可申請における許可検討事項について、ご説明いたします。

申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当しません。農地の集団性は、10ヘクタールを超える集団農地であることから、第1種農地に該当します。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第1種農地の不許可の例外については、「申請に係る農地を農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設に供するものである場合」に合致いたします。次に、一般基準について予め事務局にて審査したところ、資金計画については、関係書類から、資金の調達については支障ないと判断できます。この他、一般基準についても全て合致しております。

都市計画法に基づく開発許可制度の取扱いを確認したところ、予定建築物が農業用施設であり、申請者に農家資格があることから、開発許可適用除外（都市計画法第29条第1項第2号に該当）と判断されており、開発許可が不要で建築可能とのことです。

つきましては、必要性が認められ、また周辺農地へ悪影響がないものと判断されれば、許可し得る状況です。説明は以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

（ありません。の声）

○議長

なければ質疑を終わり採決いたします。許可することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございます。本件は、許可申請の意見具申でありますので、許可相当として、県に進達いたします。

続いて、議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について、を議題といたします。

はじめに、1番を議題といたしますが、議事参与の制限の規定により、久保田勝委員に対し、当該事案の審議終了まで退席をお願いいたします。

(久保田委員 退席)

○議長

担当4番、中島伸吉委員、説明をお願いします。

○農業委員4番（中島伸吉君）

4番、中島です。議案第3号の1番について、ご説明申し上げます。

当事者、土地の表示、今後引き続き農業経営を行うことに関する申請事項、その他参考事項について、配布議案書のとおりです。

9月24日に、間野推進委員とは別々に、現地確認を行いました。また相続人からも直接話を伺ってきました。

相続人は地区内にて耕作を行う農家で、対象農地は茶畑として適切に利用しております。耕作はご本人が行っており、農機具についても、耕運機1台、軽トラック1台、乗用茶刈機1台など必要なものを所有しております。

現地の耕作状況や農機具の所有状況から、引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うにあたり、特段問題はないと思われそうですが、ご審議くださいますよう宜しくお願いします。

○議長

ありがとうございました。

次に、間野哲委員、東金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（間野哲君）

東金子地区推進委員の間野です。

9月24日、担当の中島委員とは別々に現地を確認しました。中島委員の説明の通り、特に問題はないと思われしますので、よろしくご審議お願いします。

○議長

ありがとうございました。

担当委員の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(ありません。の声)

○議長

なければ質疑を終わります。申請者は引き続き農業経営を行っている者と認められますので、証明することについて、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、適格者であることの証明を行うことに決定いたしました。

ここで、久保田勝委員の退席を解除いたします。

(久保田委員 着席)

○議長

次に、2番を議題といたします。

担当5番、清水裕司委員、説明を願います。

○農業委員5番(清水裕司君)

5番、清水です。議案第3号の2番について、ご説明申し上げます。

当事者、土地の表示、今後引き続き農業経営を行うことに関する申請事項、その他参考事項について、配布議案書のとおりです。

9月21日に、齋藤推進委員と一緒に現地確認を行いました。また相続人からも現地にて話を伺ってきました。

現地は大変綺麗に管理されておりました。相続人は地区内にて耕作を行う農家で、対象農地は茶畑・野菜畑として適切に利用されております。耕作はご本人が行っており、農機具についても、耕運機2台、軽トラック1台、乗用茶刈機1台など必要なものを所有しております。

現地の耕作状況や農機具の所有状況から、引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うにあたり、特段問題ないと思われますが、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

次に、齋藤勲委員、藤沢地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（齋藤勲君）

藤沢地区推進委員の齋藤です。

9月21日に、担当の清水委員と一緒に現地を確認しました。清水委員の説明の通り、特に支障はないと思われます。よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

担当委員の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

（ありません。の声）

○議長

なければ質疑を終わります。申請者は引き続き農業経営を行っている者と認められますので、証明することについて、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、適格者であることの証明を行うことに決定いたしました。

次に、報告事項に入ります。

農地法第3条の3の規定による届出については6件、同法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出については1件、同法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については6件、それぞれ入間市農業委員会事務局・事務専決規程、第3条の規定により専決され、同規程第5条により報告第1号、第2号、第3号のとおり報告がありました。

これで付議された議案は、すべて終了いたしましたので、委員会を閉会します。

閉会 午前9時46分